

## 〇〇〇特定共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 札幌市が発注する次の業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。)の委託契約

業務名 \_\_\_\_\_

第2条 当共同企業体は、\_\_\_\_\_特定共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を\_\_\_\_\_に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、本業務の履行完了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 本業務を受託できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、他の者が本業務に係る委託契約を締結した日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(1) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (住所)

〇〇〇〇〇〇 (商号または名称)

(2) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (住所)

〇〇〇〇〇〇 (商号または名称)

(3) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (住所)

〇〇〇〇〇〇 (商号または名称)

(代表者)

第6条 当企業体は、\_\_\_\_\_を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、並びに自己の名義をもって入札書又は見積書の提出、委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産の管理を行う権限を有するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員における本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

(1) \_\_\_\_\_業務 (構成員名)

(2) \_\_\_\_\_業務 (構成員名)

(3) \_\_\_\_\_業務 (構成員名)

2 前項に規定する分担業務の受託額については、第9条の運営委員会が別に定め、発注者に通知するものとする。発注者との間で契約内容が変更されたときも、同様とする。

(運営委員会)

## 別記 1 - 1 (特定共同企業体協定書例)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって当企業体の意思決定機関である運営委員会を設け、本業務の履行にあたるものとする。

(構成員の連帯責任)

第 10 条 当企業体は、それぞれの分担業務の進捗を図り、本業務の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 12 条 構成員は、その分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 本業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担受託額の割合により、運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 当企業体の構成員が、その分担業務の履行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が、他の構成員に損害を与えたときは、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について、協議が整わなかったときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当企業体が本業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のいずれかが本業務の途中において、破産又はその他やむを得ない事情により業務の履行が行えなくなった場合にあつては、残存構成員が、共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみによる適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して分担業務を完了するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、本業務につき契約に適合しない履行があつたときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

代表者〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり \_\_\_\_\_ 特定共同企業体協定書を締結したので、その証として正本〇通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については各構成員がそれぞれ 1 通を保有し、副本については参加希望申請書に添えて発注者に提出する。

別記 1 - 1 (特定共同企業体協定書例)

令和 年 月 日

代表者 (所在地)  
(商号又は名称)  
(代表者氏名)

構成員 (所在地)  
(商号又は名称)  
(代表者氏名)

構成員 (所在地)  
(商号又は名称)  
(代表者氏名)